

**宿泊業における
新型コロナワクチン接種証明の利用に関するガイドライン**

**全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人 日本旅館協会
一般社団法人 全日本ホテル連盟
一般社団法人 日本ホテル協会**

2021年11月22日

1. 本ガイドラインの位置付け

- ・ 現在、新型コロナワクチン接種が進められており、国内で予防接種済証を利用するケースも出てきている。
- ・ 予防接種済証又は接種証明（以下単に「接種証明」という。）の利用については、令和3年9月9日に新型コロナウイルス感染症対策本部が「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方」をまとめており、その中で各業界の実情に応じたガイドラインを策定することも考えられるとされている。そのため、宿泊業における接種証明の利用にあたって、ワクチン接種について正しく理解した上で接種証明が適切に利用されるよう、本ガイドラインを策定するものである。
- ・ なお、本ガイドラインは、ワクチン接種の状況、最新の知見等を踏まえて、随時見直しを行っていく。

2. ワクチン接種について

- ・ ワクチンについては、発症予防効果や発症後の重症化を予防する効果が確認されている。ワクチン接種後の感染を予防する効果も一定程度示されているが、ワクチン接種後でも感染する場合があることから、ワクチン接種を受けた方も感染防止対策は引き続き必要である。
- ・ ワクチン接種を受けることは個人の任意であること、病気等の理由で受けられない方がいること、接種証明を提示するか否かはあくまで個人の任意であることから、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。

3. 接種証明の利用に当たっての留意点

- ・ 各事業者において接種証明を利用するに当たっては、2. を十分に踏まえて、内容を検討する必要がある。
- ・ 主な留意事項は、以下のとおり。
 - ✓ 接種証明を提示しない者に対する法外な料金の請求など、社会通念等に照らして認められないような取扱いは許されないこと。ワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇等を行うことなど個々人に大きな影響を与える場合は、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高いこと。また、病気などの理由で接種を受けられない方がいることから、接種証明を各種サービスにおいて利用する場合には、こうした方が利用可能な代替手段（PCR 検査等の検査結果証明書等）を確保することが重要であること。

- ✓ ワクチン接種に関することは、個人のプライバシーに関することであり、個人情報保護関連法令を遵守しなければならないこと。

4. 不当な差別的取扱いに当たる可能性が高い例

- ・ 以下のような取扱いは、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高いと考えられる。なお、何が不当な差別的取扱いに当たるかについては、その状況や具体的内容によって異なり、あらかじめ明確な線引きをすることは困難なため、個別の事例ごとに慎重に検討することが必要である。

① 対利用者

- ・ ワクチン未接種者又はPCR検査等を受けていない者に対して、他の宿泊プランと比較して、法外な料金を請求すること。
- ・ 館内施設（レストラン、浴場等）の利用に当たり、ワクチンが未接種であること又はPCR検査等を受けていないことを理由に、著しい格差を設けること。
- ・ なお、PCR検査等の検査結果証明書等が接種証明の代替手段とされていることを踏まえ、ワクチン接種者と直近のPCR検査等で陰性の結果となった者の取扱いについては、基本的に同一とすることが適当である。

② 対取引事業者

- ・ 関係する事業者に対して、代替措置（PCR検査等）を講じることなくワクチン接種者のみを充当するように要請すること。
- ・ 関係する事業者の従業員の意思に反して、ワクチン接種証明の提出を強要すること。

③ 対従業員

- ・ ワクチン接種をしていないことのみをもって出勤停止にするなど、代替措置（PCR検査等）を講ずることなく、職種、勤務体制・内容に制限を加えること。
- ・ ワクチン接種をしないことのみを理由として採用を拒否したり、退職を勧奨すること。